

令和3年9月10日

市立小・中学校 保護者様

静岡市教育長
(教育委員会事務局児童生徒支援課)

緊急事態宣言の延長を踏まえた市立小・中学校における感染症対策について (お願い)

日頃より学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき、また長期にわたり、新型コロナウイルス感染症対策にお取り組みいただき感謝申し上げます。

このたび、静岡市は、国による緊急事態宣言の延長を受け、9月13日から30日までを期間として、引き続き感染症対策を実施することを決定しました。

そこで、下記のとおり、これまで取り組んできた感染症対策及び教育活動を継続することといたしました。

今後も、感染症対策を徹底し、お子さんの健やかな学びや心身の健康を保障していくため、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(この依頼文及び別紙は市HPに掲載しておりますのでご確認ください。)

なお、今後、緊急事態宣言の延長や短縮等に応じて、感染症対策を強化あるいは緩和する場合は、あらためてお知らせいたします。

記

1 学校内での感染の状況について

夏休み明け以降、いずれの小・中学校、高等学校においても、教育活動を起因として、校内で感染が広がるという状況は確認されていません。今後も体調不良者(同居家族含む)の自宅での静養等につきまして、ご協力願います。

2 本市における感染レベルに応じた学校運営について 別紙1、2 参照

本市の感染レベル(文部科学省の「衛生管理マニュアル 2021.4.28 Ver.6」上の「地域の感染レベル」)は、レベル3に相当します。そこで、これまでの感染症対策を継続して学校運営を行うとともに、児童生徒の学び等を保障します。

3 お子さんが体調不良の際の対応について

- ・お子さんに発熱等の風邪症状がある場合は、登校することなく、かかりつけ医等に相談・受診し、治癒するまで自宅で休養すること。(受診しないまま熱が下がり、かかりつけ医等の許可なく登校することは、お子さんや家族・友だち等への感染リスクが心配されます。※相談や受診手続きの詳細については、別紙2にて確認してください。)
- ・同居のご家族についても、毎朝、健康状態を確認してください。ご家族に風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校について控えていただくようお願いいたします。
- ・これらの場合においては、欠席ではなく出席停止として扱います。この間の家庭学習については、学校からの連絡内容をご確認ください。

4 児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応について

このことについて、令和3年9月1日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン及びクラスターが発生した場合の対応等について」でお知らせしたとおりです。

「お子様の感染が確認された場合」、このことを直ちに学校へ報告していただくとともに、濃厚接触者の特定のための聞き取り調査にご協力願います。

また、学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意していただきたいと思います。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

「ご家族に感染（疑いがある場合を含む）の可能性があることが判明した場合」も、速やかに学校までご連絡いただきますようお願いいたします。学校や教育委員会が知り得た情報の取扱いについては、保護者の意向を尊重します。

5 お子さんの不安や悩み、身体の状態に応じた支援について

夏休み明けの授業が再開し、お子さんは新たな目標や希望に向かって意欲的に取り組んでいることと思います。中には、長期の夏休み中に生活リズムや体調を維持できず、不安や孤立感を抱くお子さんがいることも想定されます。

教育委員会及び各学校では、教職員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等が、それぞれの役割に基づき支援にあたります。お子さんのことでご心配なことがありましたら、ご相談ください。

6 差別・偏見・いじめ等の防止について

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、特に感染力の強い変異株にほぼ置き換わっており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、感染者とご家族の人権尊重・個人情報保護にご理解とご配慮をお願いします。

また、予防接種については、児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえて、個々の判断を尊重するよう、ご理解願います。

なお、マスクの着用については、身体的理由等によりマスクを外したい子どもや、逆に常時マスクを着用したい子どもがいることをご理解いただき、差別やいじめ等が起こらないようご協力願います。

7 学びの保障について

新型コロナウイルス感染症の影響により登校できないお子さんには、プリント学習やICTを活用した学習を進めたり、登校再開後に補充学習を行ったりするなど、学習内容が身に付くよう日常の学習状況を把握しながら支援してまいります。

8 教育委員会における担当課等

| | | | |
|---------------|---------|-------|-------------|
| 【感染症対策に関すること】 | 児童生徒支援課 | 健康安全係 | 電話：354-2518 |
| 【心のケアに関すること】 | 同 | 生徒指導係 | 電話：354-2533 |
| 【教科指導に関すること】 | 教育センター | 各教科担当 | 電話：251-3288 |
| 【部活動に関すること】 | 学校教育課 | 教育課題係 | 電話：354-2521 |